

事務所移転時の特定原産地証明書発給手数料の 事前振込に係る留意事項

2018年10月19日
日本商工会議所国際部

既にご案内のとおり、事務所移転のため、日本商工会議所・国際部および東京事務所の特定原産地証明書発給事務につきましては、2018年11月22日(木)の正午をもって終了させていただきます。このため、発給手数料の納付方法で『事前振込』を選択された場合には、下記事項にご留意願います。

記

【東京事務所】

2018年11月21日(水)16:00までに、当所にて発給手数料の着金確認が完了し、かつ、事前振込連絡票のFAXが当所国際部へ到着済みの案件につきましては、11月22日(木)までの交付対象とさせていただきます。

上記以外の案件につきましては、11月26日(月)以降の交付対応となりますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

【その他事務所（東京事務所以外）】

2018年11月22日(木)正午までに、当所にて発給手数料の着金確認が完了し、かつ、事前振込連絡票のFAXが当所国際部へ到着済みの案件につきましては、11月22日(木)午後に当該各事務所へ入金確認済みの連絡をさせていただきます。

上記以外の案件につきましては、11月26日(月)以降の対応となりますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

なお、事務所移転のため、2018年11月22日(木)の12:00から11月26日(月)9:00までFAXの受信をすることが出来ませんので、あらかじめご了承ください。

その他、ご不明点などございましたら、日本商工会議所・国際部(03-3283-7850)までお問い合わせください。

以上